

Title	着到状の基礎的考察
Sub Title	A basic study of "Chakutojo"
Author	漆原, 徹(Urushihara, Toru)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.2/3 (1985. 3) ,p.65(179)- 82(196)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850300-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

着到狀の基礎的考察

I

着到狀は軍勢催促狀、軍忠狀および感狀などの文書と機能的に密接な関連を有し、室町幕府成立過程に重視すべき幕府ならびに守護の軍事力編成を考察する上での基本史料として位置づけられる。しかしながら着到狀の古文書学上での概念については、直接的に關係する軍忠狀と同じく、機能と様式とにおいてなお検討されねばならない問題が残されていると思われる。

このことは、刊行されている史料集に集録される各々の文書名のつけ方が統一されておらず、同一の文書について或るものは軍忠狀としているものが、他の場合では着到狀とされることがまま見受けられ、また軍忠狀、着到狀両者の性格が曖昧なために、申狀、注進狀など他の観点からその文書名を決定している場合もあるなど、文書名に異同の生じやすいことにもっともよく示されているといえよう。

着到狀の基礎的考察

漆 原 徹

史料1 (1)

着到

鹿嶋烟田刑部大輔重幹申軍忠事、

右、去二月廿八日、上方為小山若大丸御対治、御進発之間、屬惣領鹿嶋兵庫大夫入道永光手、最前馳参、至于武州府中、村岡、古河御陣、宿直警固仕畢、其後同五月廿七日、為奥州田村御追罰、御発向之間、於白河御陣警固仕已、至于鎌倉御帰座之期、令供奉、抽忠節上者、賜御証判、為備後代亀鏡、仍着到之狀如件、

応永三年六月 日

「承候畢(花押)」

史料2 (2)

改定着到之事

六拾五貫三百六十文 大間木

十三貫文 小渕之内中居

(中略)

以上式百八拾四貫四百文

此着到

三本 大小鎮持 具足皮笠

一本 指物持 同理

一張 歩弓侍 甲立物 具足 指物 志ない 地くろニあかき日

之丸一ツ

二挺 歩鉄炮侍 同理

(中略)

以上卅六人

右着到、分國中何も等申付候間 自今以後、此書出之處、聊も不可有相違候、於違背者、越度由、可為如法度者也、仍如件

(元龜三年)

壬申

正月九日

(虎印)

宮城四郎兵衛尉
(泰業)

史料1は、現在古文學上では、着到軍忠状とよばれる典型的な型式を備えているものであるが、この文書名は、相田二郎氏によって提示され、『南北朝期において時代が下ると、「着到」の書出しを持ちながら内容は軍忠状と変わらない文書が現われてくる』⁽³⁾とされてわずかに触れられているものの殆ど説明されることなく今日に到っている。また史料の2は、戦国期のもので、後北条氏から被官宮城泰業に宛てて発給せられた文書でこれは機能的な内容からは軍役定書とされるべき性格の文書でありながら、その文

中に、「着到」の文言を含むために、着到状と称される場合もあって、混乱がみられる。これらのことは、現在古文學上では、着到状の定義が、軍勢の集結場所に到着した時に即刻提出される上申文書という意味に概念が限定され、一方で、文中に「着到」の文言を含むものを一括して型式分類していることに問題があると思われる。ここでは、着到状並びに軍忠状の概念がいまいな理由を考察するために、着到軍忠状にみられるような両者の折衷的性格を付与されているものを含めて機能的検討を行い、實際史料の上で用いられている「着到」の意味を考え、その周辺について言及してみたいと思う。

II

着到状の制度的な成立の上限については、ただちに明確にすることはむずかしく、本稿では省略し、機会を改めて述べたいと考えているが、吾妻鏡の文治五年七月廿八日の条に、次のような記載が見出せる。

『御家人等面々、被注手勢、仍各進其着到』⁽⁵⁾

これは軍務認定の意味の着到として、武家政権成立のごく初期にまでさかのぼって、その制度的存在を知り得る史料であるといえるものである。

但し、この時期の実際の着到状そのものは残存していないので、現在着到状として一般に考えられている、承判を受けて提出者本人に返却されるといった機能を有していたかどうかは不明であるが、後述するように鎌倉末期に軍忠認定方法の変化が認めら

れることと、当該期の信すべき着到状の残存が皆無であること、及び吾妻鏡記載の内容の三点から推測するならば、恐く折紙を用いる本人作成になる上級所轄認定機関への提出だけで、承判ならびに返却はなされなかったものと思われる。

さて従来現存する承判を持つ着到状の初見とされているものは次の史料4の広峰長祐の正応三年のものであり、これには六波羅探題の北条兼時が承判を加えている。

史料4 (7)

(端裏書)

「六波羅殿 御書下 朝原時馳参事」

播磨国御家人広峯治部法橋長祐、依朝原八郎事馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正応三年卯月十日

進上 御奉行所

(北条兼時)

「承了(花押)」

史料5 (8)

着到

(北条貞時)
「承了(花押)」

依此御大事、能登国御家人万行又五郎胤成参勤仕候、

嘉元三年五月七日

ついで史料の5は同じく鎌倉期の着到状であるが、書式上の特徴として史料4と異なり、「着到」の書出しによって記されている。そしてこの二つの着到状が、古文書学上では、典型的な二型

着到状の基礎的考察

式とされているのである。

この点について、相田二郎氏は、史料4のようなものを主に、中国、四国、九州をはじめとする西国御家人の書式であって、西日本型式であるとされ、史料5のように「着到」の文言をその書出しに有するいわば着到書出し型式のものを、東北、東国の御家人が主に用いる東日本型式の着到状であると述べられ、これを地域的な特徴として説明されて今日に到っている。そこで最初にこの問題から考察してみたい。

史料6 a (10)

左少将(花押)

陸奥国田村三川前司入道宗猷女子、七草木村、地頭藤原氏代備前房超円、今月二日、令馳参御方候、於向後者、可致軍忠候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年六月五日 地頭代超円

進上 御奉行所

史料6 b (11)

「承了同日平(花押)」

着到

相馬小六郎長胤

今月十日、自奥州行方郡令馳参候、仍着到、

元弘三年六月十一日

この史料6のa b二通の着到状はいずれも東国の相馬氏の文書に伝えられ、しかも殆ど同じ時期に作成提出されているものである。これを比較すると史料6 aの方は先に示した鎌倉期の着到状の二型式のうち、史料4に代表される西日本型式と考えられてきたものと同じ型式の着到状となっている。一方同じく相馬家に伝えられるいま一通の、殆ど同時期の元弘三年六月に提出された着到状は、先の鎌倉期の着到状の二型式の典型例のいま一方の型式である東日本型式とされる着到の文言をその書出しに有するものとなっている。すなわち、相田二郎氏の説明のように、史料4並びに5のような着到状書式の相違を、地域的な特徴として捉えることは、東日本の相馬氏の同じ文書群の中にある、且つ同時期のもの二通に、東日本型式あるいは西日本型式とされる両様が見出されることから、不適當ではないかという疑問が生じてくる。そこでさらに、次の史料二通を比較してみる。

史料7 a (12)

信濃国市河左衛門六郎助房、並舎弟十郎経助等、今月十八日、馳参御方候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年六月廿九日

神 經助
(裏花押)
神 助房

(足利高氏)
承了(花押)

進上 御奉行所

史料7 b (13)

(花押)

着到

市河刑部大夫助房

市河大炊助朝房

右、越後国御発向之間、為供奉今月十六日馳参候、仍着到如件、

建武元年八月日

この二通の着到状は、いずれも東国信濃の市河家文書のものであるが、史料7 aは西日本型式とされるものであり、同7 bの方はいま一つの着到書出しのものとなっており、やはり同時期において同じ家で、両様の着到状型式を見出すことが可能である。さてこのように、東国においては、相馬、市河両氏の文書群の中から同時期の着到状に、各々両様の型式が混在していることが明らかになったので、一方西国の例もとより上げて検討を加える。

史料8 a (14)

筑前国怡土莊中村孫四郎入道栄永、去五月廿五日、匠作英時誅伐之時、令馳参、自同廿六日迄干今、付干御着到候畢、以此旨可有御披露也、恐惶謹言、

元弘三年七月十九日

沙弥栄永上

進上 御奉行所

(少貳貞経)
「承了(花押)」

史料 8 b (15)

著到

松浦一族中村孫四郎入道栄永、今月十三日、為抽軍忠馳向菊池城候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月十六日 沙弥栄永上

進上 御奉行所 「承了(花押)」
(亡木義長)

史料 8 a と 8 b は、筑前中村文書に残された着到状であるが、

ここで注目すべき点は、同一人が作成の主体となっている事実である。史料 8 a は、西日本型式とされるものであり、後者は、東日本型式とされる着到書出しの型式を備えている。すなわちここで同一人の作成にかかる着到状にも両様の型式が見出せるということであり、このことは、先に例示した東国の相馬、市河両氏の場合には、嫡庶の別など作成主体による個人次元の書式の差という要因を考慮する必要のないことを意味する。更に西国の例を示してみよう。

史料 9 a (16)

平賀三郎兼宗為抽軍忠、馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

元弘三年六月二十五日 藤原兼宗状(裏判)

進上 御奉行所

「承了(花押)」

史料 9 b (17)

着到状の基礎的考察

著到

安芸国高屋保地頭平賀孫四郎共兼、為抽軍忠馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月八日 藤原共兼 判

進上 御奉行所

承了 判

史料 10 (18)

豊後国都甲莊半分地頭四郎惟世、於御方為致軍忠馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

建武三年三月十日 大神惟世(裏判)

進上 御奉行所

承了

この史料 9 a ・ 9 b はいずれも写しであるが、安芸の平賀氏のものである。やはり同様に 9 a の方は西日本型式とされるものであり、9 b は東日本型式とされるものとなっている。また次の史料 10 は九州の豊後都甲氏の着到状であるが、史料 9 b の平賀氏の着到状と、その作成提出の時期を殆ど同じくするにもかかわらず、平賀氏のそれは着到書出しであり、この都甲氏のものは異なる型式を有する着到状となっていることがわかる。従って以上、史料 6 から 10 までの検討を通じて、東国の相馬、市河両氏の着到状にはそれぞれ、西日本型式、東日本型式とされるものの両様が見られ、西国の例としてあげた九州筑前の中村、中国安芸の

平賀の両氏に残る着到状にもやはり、着到書出し型式の東日本型式とされるものと、いま一方の型式の二型式が併存しているという事実から、この書式上の二型式を、地域的な特徴として理解することは適當ではないと結論できよう。

つけ加えるならば、相田氏は地域的な二型式の説明の中で、前述した東日本型式のものは「着到」書出しで、末尾を「仍着到如件」とするものであり、西日本型式は、末尾を「以此旨可有御披露候」という文言で結ぶ披露状型式であるとも述べておられる。しかしこの点については、着到状、軍忠状ともに書出しと書止めの文言の関係は多様であり、定まった対応関係の組合せを全体的に規定することは困難と思われ、ことに軍忠状にこの関係がはなはだしい。先にあげた例からごく一つをとりあげてみても、史料9bの平賀共兼の着到状は着到書出しでありながら、その末尾は「仍着到如件」ではなく、西日本型式とされる型式の末尾文言の「以此旨可有御披露候、恐惶謹言」で結んでいる。⁽¹⁹⁾軍忠状の場合では、「謹言上」、「何某申」などの書出し文言や、「以此旨可有御披露候恐惶謹言」または、「仍言上如件」「目安之状如件」その他の書止め文言、書出し文言の組合せによる多様な書式が、実は何等の軍忠申請の段階的な機能上の差を表出したものではなく、申請者の幅広い恣意性に委ねられていることからくる単なる表記上の文言の違いにすぎないと考えられるのと同じく、着到状においても同様のこととして理解されると考えられる。これは軍忠状が、軍忠状としての書札礼をもたず、言上状、披露状、注進状など他のものからの型式を借りて成立した為多くの型式が混在することにな

ったことに起因しているのである。

III

さて以上のように、相田二郎氏によって示された着到状の文言からの型式分類による東日本、西日本両様の二型式は不自然であり、考えにくいと結論し得るのであるが、軍忠状にも機能的段階性が存在したと同様に、着到状にも機能的性格の異なる段階性が想定されるので、次にこの問題について、若干の検討を加えたいと思う。

史料11(イ) (22)

依謀叛人上総掃部助高政、左近大夫将監貞義事、肥前国竜造寺左衛門二郎入道最前馳参候了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武元年七月廿四日 沙弥善智

進上 御奉行所

承候了、(花押)

史料11(ロ) (23)

依謀叛人上総掃部助高政、左近大夫将監貞義事、肥前国竜造寺左衛門次郎入道善智馳参候了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武元年七月廿四日 沙弥善智(裏花押)

進上 御奉行所

承候了

(齊藤)
沙弥正遍(花押)

史料12

宗像氏事書

一、方々雑掌使節并結番等奉公事

右、或糺巡儀、或依所帶之分限、且就当座之器量可勤仕、若御公事之外、称指令、於令辞退之仁者、為不忠之最一、殊可行罪科、將又過干社恩越於傍輩、至千致奉公之族者、尤可有忠賞也、次結番事、番頭与統調奉行人之着到、可令勘合之、若不參及五ヶ度者、可処罪科、於非番之輩者、可有別功之旨、載右状畢、

この史料11(4)の二通の着到状は、双方共同じ竜造寺善智が同日日付で提出し、証判の花押のみ異なるものの、文言、書式、体裁などを全く同じくする文書である。このことは、建武元年七月廿四日の同一の軍務であった着到の申告に関して、二通の文書の上申によって認定を受けるといふ手続を示すものと考えられる。

この二通が提出された事情については、史料12の宗像氏事書の傍線部分にその手がかりが与えられている。そこには奉行人と番頭との着到を「統調」について、「可令勘合」と記され、さらに不参の者に対しての罪科の規定も述べられている。即ち結番して軍務を課せられている者の、着到の認定手続が、奉行人と番頭双方に各々別個に記録され、照合するという方法をとっていたことを知ることができるのである。事実、先の史料11の二通と同様に、鎌倉期において、六波羅の南北両探題に別個に着到状を提出している日置氏の例があり、また元弘争乱期には、大友、少弐両氏に同文の申状を別々に証判の申請を行なうため二通作成提出している例が多いが、これは大友、少弐両氏が鎌倉期に保有していた鎮西東

着到状の基礎的考察

方、西方の奉行の職務権限に由来するものと考えられている。⁽²⁵⁾これらのことから少くとも鎌倉期には、同一の文言書式を有する着到状二通を、別個の異なる上級認定者のもとに提出して、着到の認定を受けるといふ制度的手続のあったことを知ることができよう。しかしながらこの二通の提出は、着到認定手続上同時に提出されるものであるが、史料13及び14を検討すると、明かに従来の概念の着到状とは、その機能と時間的経過の段階性が異なるものであることがわかる。史料13は元弘三年六月廿四日の日付をもって提出されているが、申告している内容についてみると、去月廿六日からの宿直の勤任であり、軍勢を率いて到着するいわゆる「着到」からの時間的経過も著しいことに加えて、申告内容も、「御着到」には既に、「令付候畢」と過去終了の事実として述べていることに注目すべきである。

史料13 (少弐貞経)
「奏聞候畢」(26)

一品親王自去月廿六日臨幸太宰府原山之際、筑前国中村弥四郎入道栄永勤仕宿直、令付御着到候畢、以此旨可有御奏達候也、栄永恐惶謹言、

元弘三年六月廿四日 沙弥栄永

進上 御奉行所

史料14 (27)

丹波国和智庄一分地頭片山虎熊丸申、篠村御座之由承候之間、今月二日馳参候了、於合戦者、可致忠勤候、以此旨可有御披露候、

恐惶謹言、

元弘三年五月二日

御奉行所 「承候了(花押)」

史料15 (28)

着到

陸奥国御家人

式部伊賀左衛門三郎盛光

同伊賀左衛門次郎貞長

同伊賀四郎光重代 木田九郎時氏

同式部次郎光俊代 小河又次郎時長

右者、十一月二日御教書、同十二月二日御催促并廿日令到来之間、相催一族等、同廿四日所馳参也、仍着到如件

建武二年十二月廿四日 沙弥(花押)

さて一方次の史料14は、13と同じ元弘三年のものであるが、提出日付の元弘三年五月二日は、文中の「今月二日馳参候了」という記述から到着したその当日であり、到着後ただちに作成提出されたことが知られるので、いわば一般に考えられている本来の意味の着到状であるといえよう。従って史料13と14は承判の位置が異なるものの書式は殆ど同様であるが、その内容から機能的には、相違があるといわねばならない。

ついで史料の15は、13及び14とは型式を異にする着到状であるが、この建武二年十二月廿四日の提出日付を有する交名注文型式のそれは、文中に、「相催一族等、同廿四日所馳参也」とあって、

機能的には軍勢を率いて到着した際に、即刻作成提出される本来的概念の着到状としての性格をもつものであり、その意味では史料14と同一の機能を果たしているといつてよい。

従って着到状には、軍忠状においても即刻上申型と長文日記型が端的に示したように、軍忠認定手続の重層的な段階性が確認されたように、史料13のように既に軍勢の集結が終了してから相対的に時間的経過を長く経た後に作成提出される軍忠状の性格を強く有するものと、史料14、15のように参着後、即刻提出される本来的概念によるものとの二様の性格の着到状の存在が指摘し得るのである。さてここで先の史料13中村榮永の元弘三年六月廿四日の日付をもつ文書に表現される「令付御着到」の意味について検討を加えたい。⁽³⁰⁾次に掲げる史料16、17は、史料13と同じ「着到」の用法によって表現される「着到」の文言を文中に含むものであり、「着到」と「軍忠」行為との関連と双方の時間的経過を示すものと考えられる。

史料16 (31)

美濃国鵜飼庄一方地頭太郎三郎家満申、依謀叛人蜂起事、去十八日、土岐伯耆入道代官神戸五郎入道相共令内談、同十九日、同道馳向所々、致軍忠、同日於垂井宿、令付御着到候畢、同廿日、馳向阿志賀渡、致軍忠、同廿一日、於大浦市場北、致合戦候畢、就中、同日戌時、土岐伯耆八郎相共渡阿志賀河之先陣、⁽³¹⁾於東岸付着到、馳向所々、致忠節候者也、然者、早預御注進、弥可成武芸勇之由相存候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武元年十二月廿三日 源家満(花押)

「承候了(花押)」

史料17 (32)

目安

野本能登四郎朝行^{令者死去}、今者死去子息鶴寿丸申軍忠事、

右、朝行為当家一流之跡、自祇候 將軍家以来、或捨所領、或輕命、致無武忠節事、無其隱之上者、始而雖不能挙功、粗注進之、一去建武二年十二月八日、將軍鎌倉御立之間朝行御供、同十一日、於伊豆国愛沢原合戦之時、最初馳向、懸先致合戦之忠畢、其子細、上杉兵庫入道并侍所三浦因幡守等令見知畢、同日山中合戦之時、御方之先陣、依御敵等強敵、少々被引退之間、結城判官手勢、朝行若党岩瀬彦太郎信経、同又五郎光家、同又太郎胤経、同孫五郎家綱等、相共十余騎、入替懸先、切落御敵一騎、欲取頸之處、山名伊豆守殿為日大将、令見知之上者、雖不取頸、可進于先之由、被仰之間、随彼命、則追落御敵於河鱸、預大将御感畢、此子細等、翌日被付着到畢、

一同十二日、同国佐野河合戦之時、自中手渡河、致軍忠畢、一同十三日、伊豆国府合戦之時、中間平五郎男令打死畢、一建武三年正月三日、近江国伊幾寿宮合戦、朝行若党岩瀬彦太郎信経、最初押寄城之体已角、切入城垣之處、信経左右之保宇於被射拔畢、仍大将共部大部大輔殿、山名伊豆守殿有御見知而及御感畢、加之、同若党丸山彦次郎為時、片切五郎成義被疵畢、翌日於野路宿、被付着到畢、(中略)

着到狀の基礎的考察

一小山城合戦事、將軍鎮西御下向之後者、前国司軍勢等令蜂起、人民無安思、然而当城者為一陣之間、御方仁存御志一族等、馳籠彼城、連々尽合戦忠者也、去年^{建武}十一月三日、横田毛原合戦之時、分取頸一、入大将見參畢、加之、郎等大淵彦九郎入道被疵之間、所被付着到也、此次第、一族等令見知畢、仍大将并小山常犬丸祖母証判狀在之、亦桃井駿河守殿着到、同給之畢、(後略)

建武四年八月日

「一見了(花押)」

史料16、傍線部の二カ所に使われる「着到」の文言に注意してみると、①の「令付御着到」は、「同十九日、同道馳向、所々、致軍忠」について垂井宿において行なわれた手続であり、②の「於東岸付着到」は、「同廿日」の阿志賀渡の軍忠と、「就中、同日戌時、土岐八郎相共渡阿志賀河之先陣」を行なったことについて表現する「着到」であって、いわゆる到着して手に属する行為ではなく、既に終結した過去の戦闘行為における軍忠の申請を意味していることがわかる。この点は、①が、「去十八日」に、「令内談」た土岐伯耆入道代官と共に本来の意味の「着到」を果たした意味をも多分に内包するとしても、翌々日に、②の部分で再び「着到」に付することは、一連の軍事行動として従軍中であることが明白であるので、ここではやはり本来の意味としての「着到」として表現されていないことは確実であるといわねばならない。

史料17は、長文日記体の軍忠狀の典型例として知られる建武四年八月野本鶴寿丸軍忠狀であるが、この点についてやはり同様の

事実を知ることが可能である。波線部④の「令付御着到」の表記は、建武二年十二月十一日の伊豆国愛沢原并に山中合戦の時に、「切落御敵一騎」した軍忠に最も重点を置いた戦功の申請を行ない、それを日大将山名伊豆守が実検帳に記録したことを示している。波線部⑤は、建武三年正月三日、近江国伊幾寿宮合戦において、若党岩瀬信経が敵城内に切入って顔に射創を受け桃井、山名両大将の実検済である事実と、同じく若党丸山為時、片切成義が負傷した軍忠について上申を行ない記録されたという経過を、「被付着到畢」と表現するものである。また④⑤いずれの「着到」も、所属の大将を同じくする京都上洛へ西上途中の連続する軍事行動の中で記録されている事からも、先の史料16で指摘した点と同様のことがいえる。従って史料16、17のように内容から考えるならば、軍忠の申請行為に対する記録という表現として「着到」の文言が使用されており、いわゆる到着した事実について後日の確認手続としてのいわば従来の意味でのそれをさすものでないことは明かである。次の史料18に現われる⑥の場合は、史料17の⑤と同じく軍忠記録そのもの、すなわち、ここでは菊池城攻囲の合戦中逐次に提出される軍忠状を示すものと考えられる。または

史料18 (35)

肥後国発向之事、今月廿七日注進状^④今日到来、為先陣、既寄菊池城被合戦候由、各軍忠之至、感悦無極候、着到注進之時、面々可賀申候、恐々謹言

康永二年三月廿九日 氏泰判

先陣人々御中

じめの④注進状とあるのは、他に軍忠状をさして注進状と呼ぶ例もあるが、ここでは全体としての菊池城攻撃の大将宇都宮宗頼からの戦闘状況の報告であり、個々の戦闘参加者からの守護に対しての軍功申請ではなく、それは攻囲軍が帰還の後守護大友氏泰の面前において「注進」されたことと推定される³⁴。以上の様に史料16、17、18の検討から「着到」という文言が、実際史料上では軍忠の申請を記録するという意味、あるいは、軍忠記録そのものを表現した意味において使用されていることが多くあることに気がつく³⁷。そしてこの点が、はじめに述べた史料1の着到軍忠状の位置付けの曖昧さや、史料2のような文書が着到状とされてしまうように、「着到」の文言を含むことからの形式分類と、軍勢として到着した際に直ちに提出される上申文書としての着到状の概念との混乱の原因の重要な部分を占めると思われる。特に後者史料2の例ではくり返すように、戦国大名が予め定めた軍役定書と称すべきものでありながら文書始めに「着到」の文言があるために、着到状と呼称される場合も多いが、これは「着到」という文言が軍忠記録そのものを意味することのあったことから、守護側の着到帳に記載されていた軍役の賦課人数を記録することから転じたと推測できよう。

このように着到の文言は、軍忠を記録する、あるいは軍忠の記録そのもの（軍忠状あるいは守護側の実検帳、着到帳の三者）を表現することがあり、単に到着を第一義にする用法に限定することとはできない。従って既にみたように、現存の着到状には事件終了後に提出される軍忠状的性格が強いものと、軍勢として到着

後、直ちに提出される即時性をもつ本来の意味の着到状の二様があり、軍忠状との厳密な分離はその文言の本来の意味の多重性から、むしろかしいということに起因していると考えられる。⁽³⁸⁾但し今後の検討の結果、機能的に見ると、当時においては両者はその手続として区別されており、認定者側の手続では、即時性を有する到着後直ちに提出される着到状は、着到帳への記入確認が行なわれ、軍忠状の性格の強いものは実検帳への記入ないし校合確認が行なわれたと考える余地も充分にある。

IV

この表は、九州地方における軍忠状、着到状、覆勘状の时期的な残存状況を概観するために作成したものである。

表I (39)

	軍忠状	着到状	覆勘状
1280~1284	0	0	17
1285~1289	0	0	17
1290~1294	0	11	23
1295~1299	0	0	16
1300~1304	0	0	8
1305~1309	0	0	3
1310~1314	0	0	1
1315~1319	0	0	0
1320~1324	0	9	0
1325~1329	0	0	0
1330~1332	0	8	0
1333	15	56	1
1334	0	14	0
1335~1339	175	63	1
1340~1344	52	8	0
1345~1349	15	1	0
1350~1354	64	10	0
1355~1359	26	0	0
1360~1364	7	0	0
1365~1369	2	1	0
1370~1374	24	0	0
1375~1379	36	0	0
1380~1384	6	0	0
1385~1389	3	0	0
1390~1394	3	0	0

着到状の基礎的考察

瀬野精一郎編「九州地方中世編年文書目録」より作成

はじめに覆勘状についてみると、その存在がほぼ元弘争乱期以前に限定されていることに留意したい。これは既に指摘されているように、鎌倉期には史料4、あるいは5に見る通り、着到状は不時の急な参集の際の確認申告の為に用いられており、異国警固番役、京都大番役など前もって結番されているような平常の番役の際には、統轄する守護側の作成する下達文書である史料19のような覆勘状による認定が行なわれていたという事実を反映した数字となっている。⁽⁴¹⁾

史料19 (42)

警固番役事、被勤仕候了、仍執達如件、

延慶五 十二月十五日

(酒匂) 本性(花押)

忠範比志嶋孫太郎殿

史料20 (43)

博多警固番役事、任被仰下之旨、

肥前国竜造寺孫三郎季利三十ヶ日

令勤仕候畢、以此旨可有御披露候、

恐惶謹言、

曆応二年九月三日 藤原季利

進上 御奉行所

「承候了、沙弥(花押)」
(小俣直刺)

ここで史料19、20の検討を行なう。この間の事情について考えてみよう。

史料20は、鎌倉期の史料19と同じく博多の警固番役を結番警固したことに付いて番役勤仕者本人の作成になる上申文書であるが、提出者本人に返却されており、軍忠状およびいわゆる着到状と同じく複合文書としてその後の効力が期待されるべき機能を有している。

この史料は着到状との概念比較と、軍忠状の成立とにおいて重要なものと考えられるが、このような文書は従来、その文書名に定められるものがなく、「注進状」、あるいは「請文」、などとされている現状である。平時的軍務認定の性格が強く、同時代のいわゆる着到状との混乱を避けるためと思われるが、実際の着到状とされるものの二様のうち、軍忠状の性格の強いものとの区別は機能的には不可能であり、むしろ全く同一のものといってもよい。ただ予めの結番が行なわれている警固か、不時の招集による合戦へ移行する可能性がより高い状況での警固かの違いによるのみである。そこで、史料20のようなものは、「番役着到状」という文書名を付するのが、形式的にも、機能的実際から考えても適当かと思われる。

従って鎌倉期においては、異国警固番役など平常結番の勤仕といった軍務の認定は、御家人の軍務を統轄する守護側の作成する覆勘状によって証明が行なわれ、緊急に招集が行なわれる突発の変事に際しての出兵の軍務に対する認定は、本人作成提出による証判を受けて返却される着到状によってなされるという二つの軍務についての認定方法があったことが確認される。しかしながら元弘争乱期を過渡期として、平時の軍務と、暦応年間までには、緊

急の合戦の招集の双方共に、本人作成提出になる証判式の着到争状による認定方法に一本化されたことがわかる。このことは換言するならば、元弘乱から南北朝初期へと展開する戦闘の激化・恒常化による不断の臨戦体制によって本来緊急性に対応した文書の確認手続であった着到状に、時代状況に対処できなくなりつつあった覆勘状の機能が吸収されたということができよう。この点については軍忠の申請にも同じことが指摘し得る。すなわち、鎌倉期における軍忠の認定方法は、基本的には本人の口頭申請によって行なわれ、その審理過程が遅延ないし紛糾した時のみ申状によって軍忠の再申告がなされていたと考えられるものが、元弘争乱期以降には、原則的には合戦直後の認定から文書⁽⁴⁾軍忠状によって軍忠申告並びに確認作業が行なわれたと考えられるのである。

表の着到状の残存状態を概観してみると、軍忠状が南北朝期を通じていちおう残されているのに対し、着到状の残存には、元弘争乱期及び南北朝初期、即ち一三三〇年代に集中しているという特徴が看取されるのである。この点を考えてみると、本来、鎌倉幕府が規定していた一国守護別の管内御家人に対する軍事指揮統轄権が一時停止し、極めて混乱した元弘争乱、建武政権成立↓崩解という激しい動乱期において、在地領主層の軍事的帰属という問題が極めて重視されたという事情を反映したものといえよう。

軍勢として、或は軍勢を率いて着到に加わるといふ参軍というその行為自体が、御家人各々の判断に全く委ねられるという状況のもとで、着到状の有する機能的な重要性もまた増大した結果が、表にみるように元弘争乱期、建武政権成立及び南北朝争乱の初期

という限定された時期に集中して着到状が作成提出されたという事情の重要な理由であるといわざるを得ない。そこで着到状作成の重要性にかかわる着到¹¹参軍という行為が軍忠概念の中でどのように捉えられた変化したのかという点に言及してみたい。

史料21 (45)

為誅伐新田右衛門佐義貞、宮庄地頭周防次郎四郎親家馳参御方候
以此旨可有御披露候、恐惶謹言

建武二年十二月五日 藤原親家(裏花押)

進上 御奉行所

(証判)(武田信武)
一承了(花押)

史料22 (46)

安芸国宮庄地頭周防次郎親家申、去年(建武二年)十二月五日、属御手、押寄当国矢野熊谷四郎三郎入道蓮覚城墩、至千同廿六日、自大手木戸切入城内処、親家被射左股畢、次親家旗差藤三郎男被射右股候畢、此等次第、御奉行人福島新三衛門将入道并武藤五郎入郎被加実檢也、然者、為後証可賜御判候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年五月七日 藤原親家状(裏花押)

進上 御奉行所

史料の21と22はいずれも吉川家文書に所収の周防親家同人の提出にかかるものである。史料21のものは、建武二年の十二月五日

着到状の基礎的考察

の日付をもって提出され、安芸国守護武田信武の証判を受ける着到状の典型的な書式体裁を具えているが、既に述べたようにこの着到状のみからでは、文中にある新田義貞討伐の為に守護の元に参着した日付は確定することはできない。しかし一方史料22を見ると、これは周防親家同人が、翌建武三年五月に作成提出した軍忠状であるが、本文はじめの傍線部に「去年十二月五日」の日付が記されており、その日付は守護の「属御手」した時であったことが明かとなるのである。ここではじめて、史料22建武三年五月七日に提出された軍忠状の記載から、史料21の建武二年十二月五日の着到状は、史料14及び15などと同じく、到着した際に即刻提出される本来の概念での着到状という性格をもつものである事がわかる。そしてここで注意しなければならないことは、この着到状と軍忠状のように、同一の着到事項の内容を含む関係の連結できる例は、きわめて少ないという点にある。この理由を明確にするために軍忠の概念について少し考えてみよう。鎌倉政権成立の以前から、武家社会における功労は、大別して官仕の労と、戦功にあるといわれている。ここで前提として問題となると考えられるのは官仕の労と軍務との区別である。というのは先に示したように着到状と軍忠状とともに密接な関連をもつ覆勘状が証明する内容事項には、この点の区別が不明確であると思われるのである。鎌倉政権成立以前から続けられる京都大番、さらに異国警固番役、あるいは鎌倉大番及び守護所番役などの諸役のうち、既に明かにされた京都大番役については侍所所司並に各国守護より発せられる二様の催促状により結番順序次第に勤仕が行なわれ

る。一方、武家の官仕の労が、祐筆及び法曹官僚層等を別とすれば、武家の性格上、軍務にその中心が置かれていることは当然であろうが、評定衆奉行人層といえども鎌倉末期から室町初期においては軍陣に加わり、戦闘行為を要求されるので、軍務から全く解放される対象は武家社会の構成員の中では例外的である。従って官仕の労といい、結番されている警固役といっても、不時の参集の際の着到との違いは、後者が前者二項より合戦へ移行する確実性において高いというにすぎない。ここに鎌倉期に、覆勘状と着到状が各々別個の機能的手續を有して併存していたのにも拘わらず、ひとたび戦闘状態が恒常化し、または、参集せしめられる軍勢の数が増加していった南北朝期に入ると、史料20にみるように、ほどなく両者が着到状の形式に手續を一体化させた理由があると思われる。鎌倉期の軍勢の招集から合戦に至るシステムは既に多く明かにされているのでくり返さないが、基本的には各国守護を番頭にする編成、即ち平時の大番役の勤仕をその中核として一単位別の部隊を形成している。そして鎌倉幕府から出向する侍所の所司以下の職員が軍奉行として督戦にあたり、総軍の大將とともに各所属の守護を通じて戦功の検知を行なったと考えられている。しかし南北朝期に移行すると行動する軍勢の編成は鎌倉期にくらべてはるかに複雑化したことが知られる。この時期においては、1尊氏、直義の直轄親衛軍、2守護軍、の他に、特に侍所の御手に属した旨を注記する軍忠状を多く見ることから1、2の部隊に付属せしめられる侍所職員の他に、3として侍所そのものの小規模の軍勢の編成が行なわれ、各国地頭御家人は、2のみな

らず1及び3に必要と事態の推移により付属されて部隊を編成し発向したと思われる。(そして当初守護軍に派遣されて戦功の検知にあたった中央侍所職員を核にして守護侍所が成立した経過が予想されるがこの問題も機会を改めて述べたい。)従って戦闘が恒常化するような当該期においては、二つの理由によって覆勘状形式の軍務認定方法の維持は困難となる。一つは、常番個所の多様化と動員軍勢の編成の組み替のしばしば行なわれるなどの複雑化から、侍所が統一的に守護を通じて御家人の勤仕状況を把握、統制し得なくなったということ。二つには軍忠概念としての平常勤番の重要度の決定的低下である。軍忠には確かに多様な内容が確認されるが、実際の戦闘が多発するならば、討死、分捕、手負などの概念は、やはり平常勤番などの多分に経済的奉仕の側面を強く有する元来覆勘状が認定して来た官仕の労に近い軍務の功に優先することは明かである⁽⁴⁹⁾。即ち軍勢を率いて加わる参軍それ自体が、軍忠として認められていたとしても、着到状が提出される緊急の着到は、事態が合戦に移行する確度の極めて高い状況であるから、結果として、合戦という戦闘行為によって生じる討死、分捕といった戦功が、より恩賞給付の対象に近いわけである。従って着到状は、多くの場合引き続いて生じる戦闘行為について上申する軍忠状より、恩賞期待の効力に劣るので、その保存についても軍忠状ほどには留意されなかったと考えられる。つまり史料22のような軍忠状が作成提出され承判を受けて認定された段階で、史料21の着到状は単に22の具書という意味しか持たなくなり効力を失うに至ったものといわねばならない⁽⁵⁰⁾。このように鎌倉期

に存した覆勘状と着到状の二つの軍務の文書認定手続は、戦闘の激化により承判型の着到状手続に一体化させ、さらにその時代の動きは着到状の性格をも軍忠状との差を失なわせ同質化することとなったと結論することができよう。

V

以上、着到状及び「着到」の文言を含む文書の検討から、実際史料上での「着到」の語意の多様性と、着到状機能の南北朝初期の変化により、現在着到状とされる中には本来的に、軍忠状との厳密な区別をなし得ないものが多数残存している点が明らかにされよう。この結果、現在古文書学上で考えられている、到着の際即刻作成上申されるといふ性格を不可欠とする「着到状」の定義は、さらに該当文書群について詳細な機能的分類を行い、これに応じて、例えば史料20のようなものには「番役着到状」というように新たな文書名を付していくか、あるいは早急には解決のなし得ない現況を肯定して、従来より若干幅広い意味を付与する方向のいずれかで修正する必要があると考えられるのである。

註

- (1) 畑田文書
- (2) 豊島宮城文書
- (3) 相田二郎 日本の古文書 上 八一―九頁
- (4) 柴辻俊六 戦国大名文書「日本古文書学講座4中世編Ⅰ所収」二一五頁―二一六頁。ここで史料で掲出した宮城文書について、「これは後北条氏が武蔵豊嶋郡の宮城泰業に与えた着到

着到状の基礎的考察

状であるが、内容的にはむしろ前述した軍役定書ないし、軍勢催促状というべきであろう。」と述べられているが全く従うべきであると考える。

- (5) 吾妻鏡 文治五年七月廿八日条
- (6) 瀬野精一郎 概説古文書学、古代中世編所収第六上申文書 一七五頁

- (7) 広峰文書
- (8) 天野文書
- (9) 相田二郎「古文書と郷土史研究」七、一七六頁
- (10) 相馬文書
- (11) 相馬文書
- (12) 市河文書
- (13) 市河文書
- (14) 筑前中村文書
- (15) 筑前中村文書
- (16) 安芸平賀文書
- (17) 安芸平賀文書
- (18) 豊後都甲文書
- (19) 吉川家文書所収 吉川家什書十三実経

着到 吉川又次郎実経申着到事

右今年二月十一日 馳参和州平田御陣者也、仍着到如件

貞和四年二月日

(武田信武)

「承了」判

この文書の吉川氏は駿河に本貫を有するいわゆる西遷御家人であって、元弘年間以降の幕府への上申文書には安芸国大朝本庄住人と明記しており、(元弘三年五月廿七日、吉川経長軍忠状

以下)、西国安芸大朝本庄に活動の根拠を置く有力御家人であるが、「着到」に書きはじめ「仍着到如件」で結んでいる。

- (20) 拙稿、「軍忠状に関する若干の考察」参照、古文書研究二十一号所収

- (21) 竜造寺文書

- (22) 竜造寺文書

- (23) 百田昌夫 丹後国御家人日置氏の文書について(第十五回日本古文書学会学術大会報告、昭和五十七年六月十三日)

丹後国御家人日置又次郎季綱舎弟道敏着到状二通の例、百鳥講文書、尊経閣古文書纂、日置文書

- (24) 相良家文書 元弘三年六月十四日、相良頼広着到状二通はその例である。また元弘三年六月から八月にかけて見られる申状から、大友、少式あるいは島津から各々覆勘状を受けそれを備進していることがわかる。一例を示す。

原田大天種直五代孫子、筑後国三原九郎種昭謹言上、

欲早且依合戦軍忠、且任定法給身暇令参洛浴思賞、弥拙軍忠間事、

副進

一通 筑後入道状

一通 大友近江入道状

右者、五月廿五日武蔵修理亮英時誅伐之時種昭致合戦軍忠之条、筑後入道、近江入道状等顯然也、然間先々言上訖、者、早任定法、給身暇、令参洛、為浴思賞、恐々粗言上如件

元弘三年八月日

- (25) 瀬野精一郎 鎮西御家人の研究

森茂暁「建武政権と九州」九州中世史研究第2輯所収一一七頁

注五

- (26) 豊後広瀬文書

- (27) 丹波片山文書

- (28) 飯野八幡社文書

- (29) 拙稿前掲論文

- (30) 一方中村栄永は、史料13、元弘三年六月廿四日の他に、同年七月十九日にも次のような文書を提出している。

(豊後広瀬文書)

筑前国怡土莊中村孫四郎入道栄永去五月廿五日、匠作英時誅伐之時、令馳参自同二十六日迄干今付御着到候畢、以此旨可有御披露也、恐惶謹言、

元弘三年七月十九日 沙弥栄永上

進上 御奉行所「承了(花押)」
(少式貞経)

これを史料13と比較すると、証判の位置が異なるものの、申請内容は既に終了しつつある過去の宿直勤仕についての重複上申であり、軍忠状の性格が強く、本来的な着到状として規定されている機能と全く異なることはいうまでもない。

- (31) 熊谷家文書

- (32) 熊谷家文書

- (33) 「亦桃井駿河守殿着到、同給之畢」とあるのは、「着到」の文言を考える上のみならず、軍忠の認定方式の過渡期的段階を示すものとして重要であると思われる。ここでの「着到」は、鎌倉期、特に蒙古襲来の際で確認されるように、軍忠認定者側が作成したものであり、口頭申請者にこれを手交している点から、他の部分で、「大将並小山常大丸祖母証判状在之」と述べらるるように証判方式の軍忠状と、軍忠認定方法が併存しており、

画一的に整備されていない実状を知ることができる。

(34) 大友氏泰が発遣した宇都宮宗頼を大将とする肥後菊池城攻撃の軍で、攻城期間中に作成提出されて承判を受けている軍忠状が残されているので次に示す。

(肥後志賀文書)

目安

志賀藏人太郎頼房軍忠事、今月廿五日肥後国於鞍嶽山、先陣致合戦、若党進左衛門三郎威光^{左ノカヒナ}、中間後藤六打死、^{被射疵}同廿七日菊池城合戦之時、若党中条勘解由左衛門尉^{右ノ足}之条御勘文之条明白也、仍目安之状如件

康永二年三月廿九日

「承候了(宇都宮)」

備前介宗頼(花押)

(36) 相馬文書 建武三年三月二十八日 相馬光胤軍忠状

(37) 熊谷家文書 正慶二年閏二月八日、熊谷直経着到状案、本書は、端裏に「千葉城着到案文」とあることから大日本古文書

(千早)

(家わけ第十四)の文書名もこれに従っているが、内容は現在の古文書学上では軍忠状とすべきものであると同時に、当時としての文書手続の概念を示していると考えられる。↓瀬野精一郎、日本古文書学講座中世編Ⅱ所収「軍事関係文書」。また従来、証判型軍忠状の初見は、忽那文書元弘三年三月廿八日の伊予国御家人忽那重清のものとされるが、熊谷文書正慶二年壬二月から三月にかけて作成された熊谷直経、直氏の「手負注文」として知られるものは、即刻上申型軍忠状であると考えられるので、このうち最も古い日付を有する、正慶二年壬二月廿七日付の、熊谷直経及び直氏の手負注文両通(大日本古文書(四一・二

着到状の基礎的考察

(二)を証判型式軍忠状の初見とすべきであると思われる。

(38) A 富来文書

豊後国御家人富来次郎忠高自関東至鎮西大宰府御供仕候
以此旨可有御披露候、恐惶謹言、^(高師泰) 建武三年三月日

進上 御奉行所 「承了(花押)」

B 吉川家文書

着到

吉川彦次郎経久申

右、為頭家卿誅伐、属御手、可発向海東之由、被成下御
教書間、自去正月廿日迄干今、警固黒地要害以下、致忠
節候畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年二月四日

進上 御奉行所 「承了、(高師久)(花押)」

Aは大友文書、康永元年九月日、志賀頼房申状、「鎮西御共殊被賞翫歟」とあることから、軍忠状とされているものの、それも故なしとしないといえるが、同時にBを考えた場合、「着到」の文言を含むものの、内容は要害警固をはじめAと全く異なる供奉の期間を申告するものであり申告内容からの機能的差はないといえる。しかしABいずれも内容に戦闘行為による分捕、手負などが記載されず、鎌倉期には、覆勘状による証明を受ける内容事項であるので、着到状と考える方がより実態に則するであろう。これは、着到軍忠状と呼ばれる多くのものが、供奉と戦闘に従事した期間の申告に重点が置かれ、具体的な軍忠について述べるものがない事実にも結論を与えてくれるものといわねばならない。

(39) 瀬野精一郎編「九州地方中世編年文書目録」、より作成、なおこの表中の数字で、着到状の中には、行論に差支えないことと、分類のむずかしいものもあるので軍忠状の性格を強く有するものを含んだままの数である。

(40) 相田二郎、日本の古文書上、八一七頁

(41) 元弘争乱期には、九州地方において元弘三年六月から八月に多くの申状が軍忠について上申するが、着到のみならず、戦功に關しても、少式、大友、嶋津などの覆勘状が発出されており、一方で京都周辺では証判方式軍忠状が見出されることから、辺境九州では南北朝期に一般化する承判方式の軍忠認定制度への過渡期的段階を示していると考えられる。

(42) 比志嶋文書

(43) 竜造寺文書

川添昭二「覆勘状について」史淵第百五、百六合輯 青方文書折紙による同年七月八日覆勘状は覆勘状の最後のものとされる

(44) 相田二郎「蒙古襲来の研究」 七章 竹崎季長絵詞

(45) 吉川家文書

(46) 吉川家文書

(47) 五味克夫「鎌倉御家人の番役勤仕について」史学雑誌六三編九、十号

前出大友文書 康永元年九月 志賀頼房申状

(48) 「着到状」の実際上の機能として、申請者側の後日の思賞への期待と確認があることは当然であるが、受理する側での員数の把握としての機能も予想される。また一度動員された軍勢の編成替は、これを基礎に行なわれ、編成替に伴う発向が決定すると、新たな着到状が上申、返却されたと推測されるが

後考に矣ちたい。

(49) 註38、大友文書、康永元年九月日、志賀頼房申状、

(50) 重層的に作成提出された軍忠状で、即刻上申型の残存が少ないのは、より上級認定者の承判を受ける長文日記型に対して恩賞請求の訴訟の際に具書としての効力に劣るからに他ならないと考えられる。

追記

なお本稿の要旨は、昭和五十八年六月二十三日、東京の立正大学において開かれた第十六回日本古文書学会学術大会で発表されたものである。御指導下さった高橋正彦教授をはじめ、学兄諸友に感謝したい。